厚生教育常任委員会報告書

開催日時:令和5年4月6日(木)

午後1時29分~午後2時8分

開催場所:会議室302

1 蓮池小学校北校舎大規模改造事業の概要について

蓮池小学校北校舎大規模改造事業の概要について、所管する教育総務課より説明 を受け、その後質疑を行った。

【説明の概要】

蓮池小学校北校舎は、鉄筋コンクリート造の3階建、延床面積3,463平方メートルで、令和3年度に第1期工事、令和4年度に第2期工事を実施した。

令和5年度実施の第3期工事は、北校舎東側部分の1,549平方メートルで、 外壁改修、外部建具改修、床面改修、壁面改修、天井改修、照明器具更新、換気扇 の新設を実施する。

工期は契約日の翌日から令和6年2月29日までである。

【主な質疑応答】

- **Q** 床面改修が、フローリング、塩ビシート、磁器質タイルの3種類となっている が内容は。
- A 教室はフローリング、廊下は塩ビシート、下足室は磁器質タイルを使用するなど、用途に応じて使い分ける。他の学校も同様の対応を行っている。

2 新型コロナワクチン接種体制確保事業における委託料の請求誤りについて

新型コロナワクチン接種体制確保事業における委託料の請求誤りについて、所管する健康福祉課より説明を受け、その後質疑を行った。

【説明の概要】

令和5年2月10日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡により、新型コロナワクチン接種体制確保事業委託事業において、委託先である東武トップツアーズ株式会社姫路支店に確認したところ、請求誤りがあるとの報告を受けた。

全業務の調査を行ったところ、過大請求が令和3年度に554,154円、令和4年度に253円、合計554,407円あった。請求不足額は、令和3年度に620,916円、令和4年度に1,237,671円、合計1,858,587円

であった。差引額が令和3年度に66,762円の不足、令和4年度に1,237,418円の不足、合計1,304,180円の不足となり、請求に誤りがあったことを確認した。

過誤請求の主な内容は、コールセンターや集団接種会場のスタッフ人件費について日数の計上誤りが見られた。加えて、電気料金の計上漏れや消費税分の計算ミスなどの単純な誤りがあった。原因は、現場で実務を行う者が請求事務も行っており、単純な見落としや確認不足があり、それらを事業者で確認する体制が整っていなかったため発見が遅れた。

兵庫県のワクチン対策課に報告し相談の結果、令和3年度分補助金については対応しないこととし、令和4年度分補助金については実績報告時に精算し、不足額について対応する。

【主な質疑応答】

- Q 過大請求と請求不足が同年度に発生しているが、理由は。
- **A** 月ごとに請求を行っているため、ある月は過大請求、違う月は請求不足など 月々で違っていたため同年度に発生した。
- Q 今後もこの事業者と契約を行うのか。
- **A** 現場での実務については信頼できるので、経理に詳しい人を付けるよう依頼したうえで、今後も引き続き契約を行いたい。

厚生教育常任委員協議会

開催日時:令和5年5月19日(金)

午前9時55分~午前10時33分

開催場所:会議室302

1 播磨町企業立地促進条例に基づく奨励金交付について

播磨町企業立地促進条例に基づく奨励金交付について、所管する産業環境課より 説明を受け、その後質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町企業立地促進条例は、町内において事業所の新設または移設をする事業者に対し奨励金を交付することにより企業の立地を促進するとともに、本町産業の活性化を図り、もって地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的に制定された。

播磨町企業立地促進条例に基づき令和4年11月に指定を行った対象事業者に 対する令和5年度の固定資産税・都市計画税が確定したことに伴い、奨励金交付の ための予算措置を行う。

奨励金の交付要件は、新設または移設する地域が、工業専用地域、工業地域、準工業地域、近隣商業地域であること。設備投資総額が1億円以上(中小企業者は5,000万円以上)である。

奨励金額・交付期間は、対象事業所の操業開始後、同事業所に対して最初に固定 資産税・都市計画税が課される年度から起算して3年間、同事業所に係る固定資産 税・都市計画税の額に各年度の区分に応じて定められた率を乗じた額を奨励金とし て交付する。

年度ごとの率は、初年度が10分の9、第2年度が4分の3、第3年度が2分の 1となっている。

この度、対象となる事業者は、令和4年11月に同事業者から事業者指定の申請あり、同月に産業環境課から事業者指定通知を送付している。その後、令和5年5月に税務課から対象事業所に係る固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付している。

令和6年3月までに、同事業者から固定資産税・都市計画税の全額納付が行われた後、本町に対し奨励金交付の申請が行われる。

予算要求額は、約1,990万円である。奨励金交付額を、令和5年度(初年度)の固定資産税・都市計画税の額に10分の9を乗じた額で算定している。

【主な質疑応答】

- **Q** 令和4年度に申請があったのであれば、どの規模の新設をするのかなどのヒア リングをして、令和5年度当初予算に計上すべきであるが、補正予算で対応する 理由は。
- A 令和4年11月に事業者から申請があり12月に操業開始している。年度末に 評価額の算出があり、当初予算計上が間に合わなかった。

令和5年4月に固定資産税・都市計画税が決定したので、今後は、前段のヒア リングで算定して当初予算に計上し、不足を補正予算で対応する方向で考えたい。

- **Q** 奨励金交付を行っている自治体は多く、地元住民の雇用を必須要件としている 例もある。奨励金交付を継続して行う場合、雇用要件について検討する考えは。
- A 地域経済牽引事業の基本計画を令和5年度中に見直す。計画に従業員等の雇用 に関する要件を盛り込むかどうか合わせて検討する。